



2023.9.5

No. 356

MONTHLY

れんごう

北海道

<https://www.rengo-hokkaido.gr.jp>

発行

日本労働組合総連合会 北海道連合会

発行責任者

藤盛敏弘

〒060-8616 札幌市中央区北4条西12丁目 はくろうビル6F TEL (011) 210-0050 center@rengo-hokkaido.gr.jp

北海道の最低賃金は960円に! 40円の引き上げは、過去最大

北海道地方最低賃金審議会(以下、最賃審議会と記載)は8月7日、2023年度北海道最低賃金について、現行の920円から40円引き上げ、時給960円とすることで結審した。発効日は10月1日の予定。

●昨年に続き過去最大の引き上げ額ではあるが...

最賃審議会は、8月7日に4回目となる審議会を開催し、2023年度北海道地方の最低賃金を現行の1時間当たり920円から40円引き上げ、960円とすることで結審した。中央最低賃金審議会(以下、中賃と記載)が示した目安どおりの引き上げ額となったが、時給で示すようになった2002年度以降、31円引き上がった昨年に続き40円の引き上げ額は、過去最大となる。

最低賃金の引き上げ額を決める最賃審議会の専門部会で労働者側委員は、昨年10月から今年5月までの消費者物価の昨年同月比の平均が4.6%以上だったことや、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」が今年9月で終了し電気都市ガス料金が上昇する恐れのあること、最低賃金は労働者の生計費に直結することを重視しながら議論する必要があることを訴え、中賃が示した目安額以上での結審を強く求めてきた。さらには、「目安額どおり40円の引き上げは、過去最大の引き上げ額になるとしても、上がり続ける消費者物価を下回ることで、最低賃金近傍で働く方々を置いてきぼりにすることを専門部会が容認したことになりうる」と、セーフティネットとしての在り方について警鐘を鳴らした。

労働者側委員と使用者側委員が主張してきた意見や金額の隔たりは大きくまとまらなかったため、第5回専門部会では公益委員の見解が示され、第4回最賃審議会の採決を経て北海道最低賃金の改定額を40円とした。今後、異議申出に関する手続きを経て、10月1日に発効

される見通し。

●年収200万円には届かず

今回、40円の引き上げで全労働者の2割を超える方々の賃金が改善されることとなった。しかしながら、1時間当たり960円で1日8時間、月に20日働いたとしても月収約15万円、年間でも184万円にしかならない。ここから税金や社会保険料などが引かれた手取り額は、最低賃金法第1条の「賃金の低廉なる労働者の労働条件の改善」が図られているとは到底言えない。

最賃審議会において使用者側委員が目安額やそれ以下での結審を求め続けたのであれば、企業を支え社会を発展させる源は何なのか、その重要性を再認識する必要がある。

●2023年度北海道最低賃金の取り組みを終えて

連合北海道の本年度の北海道地方最低賃金改定に対する取り組みはここで収束となる。産別・単組・地協・地区連合をはじめ各級議員、そしてその他多くの皆様には、地方議会における意見書採択、審議会山場に向けたFAX行動、街頭集会の取り組みへのご協力に感謝申し上げます。

連合北海道は、改正された最低賃金の履行確保、法令遵守、さらに中小・小規模企業の経営環境がより強固となるよう政府施策の早期かつ確実な実施と、9月から始まる特定(産業別)最低賃金の引き上げを強く求めていく。

<この記事のアドレス>

<https://www.rengo-hokkaido.gr.jp/archives/8171>

2023年度北海道地方最低賃金改定に関する談話

2023年度北海道地方最低賃金審議会は8月7日、2023年度北海道の最低賃金を40円引き上げ960円に改定し、10月1日から発効することで結審した。

本年度の改定審議は、2023春季生活闘争で30年ぶりの高い水準となる賃上げだったことや消費者物価指数が高い水準であること、さらにはいまだに

■【第2部】パネルディスカッション 治療と仕事の両立支援に向けて

シンポジウム後半では、第2部としてパネルディスカッションを行った。第1部の基調講演に引き続き、杉山先生がコーディネーターを務め、厚生労働省北海道労働局労働基準部の十倉正直健康課長、北海道ガス株式会社総務人事部勤務グループの桜井美希副課長、NTT労働組合北海道総支部の萩原光典執行委員長の3名がパネラーとして登壇した。

はじめにパネラー3名の自己紹介を行った後、1巡目には【現状】「長期治療を要する労働者(患者)の実態や現



十倉課長



桜井副課長



萩原委員長

状の支援体制」、2巡目に【課題】「長期治療を要する労働者(患者)に対する職場の課題」、3巡目に【展望】「労働者(患者)が働き続けられる職場づくりを目指し今後必要な制度や職場環境における体制に向けて」といったテーマに沿って、パネラーからは各々の立場で発言をいただいた。



●まとめ・閉会(和田副事務局長)

最後に、全体を通して、連合北海道の和田副事務局長が「医療の進展により、働く年齢が引き上がるとともに、3人に1人が就労年齢中にがん罹患するという現状は、高額医療費や生活支援について考えていかなければならないという大きな機会となった」と述べた上で、「がん罹患しすでに他界された労働者が生前、『病気で働けなくなってしまったが治療にはお金がかかる。傷病手当金という制度があって本当に助かっている』と、公的医療保険制度のありがたさをしみじみ語っていたことを思い返した」とのエピソードも交えた。

職場内での課題として、和田副事務局長は「罹患した労働者の個人情報を守る難しさや、心のケアについても考えていく必要がある」とコメント。加えて、長期治療を要する労働者が職場に迷惑をかけていると感じてしまうことや、休みがちであることへの後ろめたさを感じることに



和田副事務局長

で、「職場の風土づくりをどう考えていくべきか」といった課題も投げかけた。「病気はいつ誰になるかわからない。自分がいつ病気になるかもわからない。したがって、治療をはじめ、育児や介護に対応した制度については、『病気休暇』や『育児休暇』『介護休暇』という言い方ではなく、『お互い様休暇』と言い換えてもよいのではないかと考える。そのくらい、お互いを思いやることが職場内に浸透していくことが大事ではないか」と訴えかけた。

他方、北海道内は中小零細企業が多い地域であることから「大手企業のように充実した両立支援を中小零細企業に波及させていくことはハードルが高い。しかしながら、日頃からあらゆる分野の方々と連携し、労使が一体となって職場における両立支援に向けて一歩ずつ取り組んでいくことが重要。本日のシンポジウムを契機に、連合北海道としても課せられた課題について考究し、両立支援に向けた取り組みを進めていく」とまとめ、シンポジウムを終了した。

〈この記事のアドレス〉

<https://www.rengo-hokkaido.gr.jp/archives/8168>

※連合北海道は本シンポジウムの報告書を10月末までに発行する予定です。



9月の主な動き

- 2日(土) 10:00/ホテルポールスター札幌
2023はたらく女性の集い
- 6日(水) 13:30/北海道庁
日米共同訓練に対する道要請
- 13日(水) 15:00/ホテルポールスター札幌
第3回最賃対策委員会
- 14日(木) 14:00~15日11:00/
ニューオータニ札幌
地協・地区連合職員研修会
- 14日(木) 13:30/連合会館
第24回中央執行委員会

- 16日(土) 13:30/WEB
フリーランスサミット
- 19日(火) 13:30/ホテルポールスター札幌
第3回連合北海道役員推薦委員会
- 19日(火) 14:00/ホテルポールスター札幌
第46回組織・財政特別委員会
- 28日(木) 13:30/ホテルポールスター札幌
連合北海道労働相談員研修会
- 28日(木) 15:30/ホテルポールスター札幌
組織拡大担当者情報交換会

- 28日(木) 13:30/連合会館
第25回中央執行委員会
- 29日(金) 10:00/ニューオータニ札幌
第12回執行委員会
- 29日(金) 13:30/ニューオータニ札幌
第86回地方委員会
- 29日(金) 16:00/ニューオータニ札幌
第11回地協事務局長会議
- 30日(土) 13:00~10月1日(日)/帯広市
全道中小労働者研修会

イベントカレンダー